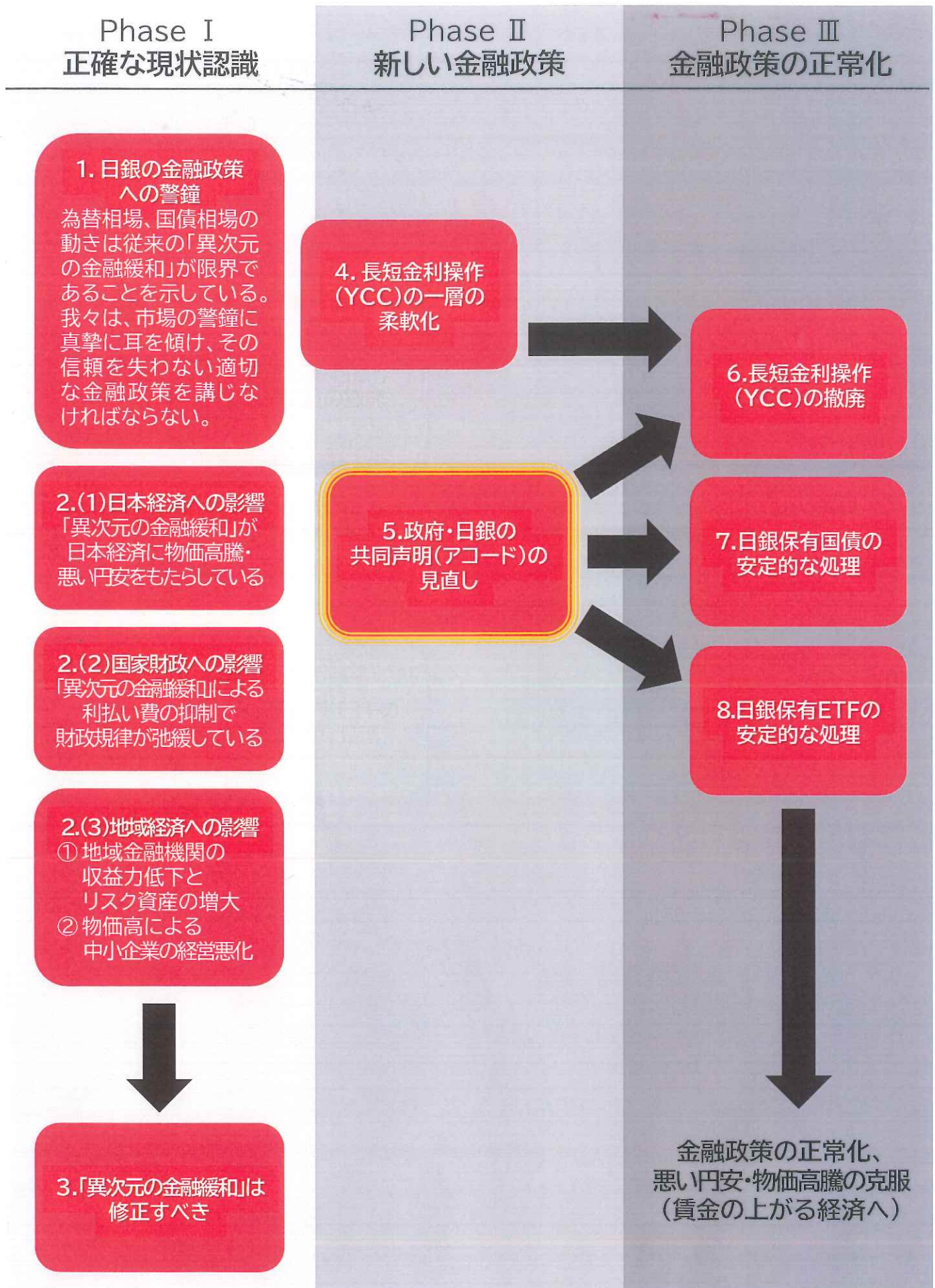


「新しい金融政策」の実現に向けた改革工程表



2024年3月19日
日本銀行

金融政策の枠組みの見直しについて

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、賃金と物価の好循環を確認し、先行き、「展望レポート」の見通し期間終盤にかけて、2%の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断した。これまでの「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の枠組みおよびマイナス金利政策は、その役割を果たしたと考えている。日本銀行は、引き続き2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続的・安定的な実現という観点から、短期金利の操作を主たる政策手段として、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営する¹。現時点の経済・物価見通しを前提にすれば、当面、緩和的な金融環境が継続すると考えている。

以上を踏まえ、金融市場調節方針等については、以下のとおりとすることを決定した。

(1) 金融市場調節方針（賛成7反対2）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す²。

(2) 長期国債の買入れ（賛成8反対1）^(注2)

これまでと同程度の金額³で長期国債の買入れを継続する。長期金利が急激に上昇する場合には、毎月の買入れ予定額にかかわらず、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。

¹ マネタリーベースの残高に関するオーバーシュート型コミットメントについては、その要件を充足したものと判断する。

² この方針を実現するため、日本銀行当座預金（所要準備額相当部分を除く）に0.1%の付利金利を適用する。新たな金融市場調節方針および付利金利は、翌営業日（3月21日）から適用する。

³ 足もとの長期国債の月間買入れ額は、6兆円程度となっている。実際の買入れは、従来同様、ある程度の幅をもって予定額を示すこととし、市場の動向や国債需給などを踏まえて実施していく。

(3) 長期国債以外の資産の買入れ（全員一致）

①ETFおよびJ-REITについて、新規の買入れを終了する。

②CP等および社債等について、買入れ額を段階的に減額し、1年後をめどに買入れを終了する。

(4) 貸出増加支援資金供給等の新規実行分の扱い（全員一致）

貸出増加支援資金供給、被災地金融機関支援オペ、気候変動対応オペについては、貸付利率を0.1%、貸付期間を1年として実施する。貸出増加支援資金供給については、貸出増加額と同額までの資金供給が受けられる仕組みとする。

2. わが国の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している（別紙）。賃金を巡る環境を整理すると、企業収益は改善を続けており、労働需給は引き締まっている。こうしたもと、本年の春季労使交渉では、現時点の結果をみると、昨年に続きしっかりとした賃上げが実現する可能性は高く、本支店における企業からのヒアリング情報でも、幅広い企業で賃上げの動きが続いていることが窺われる。物価面では、既往の輸入物価上昇を起点とする価格転嫁の影響は減衰してきているが、これまでの緩やかな賃金上昇も受けて、サービス価格の緩やかな上昇が続いている。このように、最近のデータやヒアリング情報からは、賃金と物価の好循環の強まりが確認されてきており、先行き、見通し期間終盤にかけて、「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断した。

以上

^(注1) 賛成：植田委員、氷見野委員、内田委員、安達委員、中川委員、高田委員、田村委員。反対：中村委員、野口委員。中村委員は、主として大企業に関係するETF買入れ等の終了には賛成であるが、マイナス金利政策は業績回復が遅れている中小企業の賃上げ余力が高まる蓋然性を確認するまで継続すべきとして反対した。野口委員は、賃金と物価の好循環の強まりを慎重に見極めるとともに、金融環境に不連続な変化をもたらすリスクを避ける観点から、長短金利操作とマイナス金利政策の同時撤廃は避けるべきとして反対した。

^(注2) 賛成：植田委員、氷見野委員、内田委員、安達委員、野口委員、中川委員、高田委員、田村委員。反対：中村委員。中村委員は、金融市場調節方針と同様の理由で反対した。

出典：日本銀行作成資料

令和6年3月27日（水）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

先行きの金融政策運営方針の変遷

先行きの金融政策運営方針	
2013年4月 「量的・質的金融緩和」の導入について	<p>「<u>量的・質的金融緩和</u>」は、<u>2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続する</u>。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。</p>
	↓
	……（中略）……
	↓
2016年9月 金融緩和強化のための新しい枠組み：「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」	<p>日本銀行は、<u>2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する</u>。</p> <p><u>マネタリーベースの残高は、イールドカーブ・コントロールのもとで短期的には変動しうるが、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する</u>。この方針により、あと1年強で、マネタリーベースの対名目GDP比率は100%（約500兆円）を超える見込みである（現在、日本は約80%、米国・ユーロエリアは約20%）。</p> <p>今後とも、経済・物価・金融情勢を踏まえ、2%の「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う。</p>
	↓
	……（中略）……
	↓
2023年4月	<p>日本銀行は、内外の経済や金融市場を巡る不確実性がきわめて高い中、経済・物価・金融情勢に応じて機動的に対応しつつ、粘り強く金融緩和を継続していくことで、<u>賃金の上昇を伴う形で、2%の「物価安定の目標」を持続的・安定的に実現することを目指していく</u>。</p> <p>「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「<u>長短金利操作付き量的・質的金融緩和</u>」を継続する。<u>マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する</u>。引き続き企業等の資金繰りと金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。</p>

出典：日本銀行作成資料を抜粋した物を階事務所にて作成 令和6年3月27日（水）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

非伝統的金融政策の変遷

	名称	操作目標	短期金利誘導目標	① 長めの金利 の引き下げ	② リスク・プレミアム への働きかけ	③ マイナス金利の適用 (当座預金への付利)	④ 予想物価上昇率 の引き上げ
1999/2月	ゼロ金利政策	無担保 コールレート (0/N物)	「できるだけ低め」 (事実上ゼロ%)	時間軸効果 (フォワード・ガイダンス)			
2000/8月							
2001/3月	量的緩和政策	日銀当座預金	ゼロ%程度 で推移	時間軸効果 (フォワード・ガイダンス)			
2006/3月							
2010/10月	包括的な 金融緩和政策	無担保 コールレート (0/N物)	0~0.1% (実質ゼロ金利)	長期国債の買入れ 固定金利オペ 時間軸効果 (フォワード・ガイダンス)	リスク性資産 買入れ (CP、社債、ETF、 J-REIT)		
2013/4月							「物価安定の目標」 (2013/1月導入)
2013/4月	量的・質的 金融緩和	マネタリーベース	ゼロ%程度で推移 ↓ マイナス圏で推移 <2016/1月~>	大規模な 長期国債買入れ	リスク性資産 買入れ	マイナス金利 (2016/1月導入)	強く明確な コミットメント
2016/9月	長短金利操作付き 量的・質的 金融緩和	長短金利 短期政策金利 10年物国債金利 (2016/7月フォワード・ ガイダンス導入)	マイナス圏 で推移	イールドカーブ・ コントロール (10年物国債金利操作)	リスク性資産 買入れ	マイナス金利	オーバーシュート型 コミットメント を追加

出典：日本銀行作成資料

令和6年3月27日(水) 衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

白井委員

多くの貴重なコメントを頂いたのでお答えしたい。まず、佐藤委員の提案と私の提案が非常にかぶるところがあり、ここは要相談だと思う。私は、総括の中に正直に下振れリスクが大きいところはそのように書いた方がよいと思うが、同時に、後ろの第2の柱のところでも「リスクは上下にバランスしていると評価できる」、物価のところも「リスクは概ね上下にバランスしていると考えられる」というところにも非常に疑問があり、ここも変えたかった。ただ、私の理解が正しければ、私が受けた説明では、この記述は政策委員の見通し分布チャートを客観的に説明するものとのことであったので、そうであれば分布チャートは、景気の方はバランスしており、物価の方も色々あるにしても中央値は80%のところに入っているので、そのばらつき具合の説明としては反論するところではないと思ひ、提案していない。しかし、今、木内委員は第1の柱、佐藤委員は第2の柱のところ提案しており、おやっと思ったところである。そこはどうか、ここは私の理解で良いのかということをおし上げたい。

次に、今までも下振れについて言っていたが、今回、敢えてわざわざ提案したのは、私の個人的な印象なので、もし聞きづらいことがあればお許し頂きたいが、正直なことをおし上げたい。実は、今回の展望レポートを読んで感じた印象をおし上げると、政策意図を織り込んだ見通しと政策効果を示すことと、可能な限り客観的な分析を示すことのバランスの難しさを感じた。読者から、前者に傾き過ぎていると受け止められると、それが外部の見通しとのずれが大きい場合、日本銀行の分析に対する信認の低下をもたらす、展望レポートが単なるスタンスの表明とみなされてしまう惧れがある。一方、客観的な分析と受け止められると、安心感と信頼性の向上に繋がる面もあると思ひ。このバランスが極めて重要だと思う。中曾副

総裁は、下振れリスクと言ってしまうと大きく悪化すると受け取られるとおっしゃったが、現実にはそのような下振れリスクがあるのは明らかなので、むしろそれを言った方が良く、もしそうでないならばそれを打ち消すような強い説明なり論理的な解釈をしたほうがよいと思ひ。中曾副総裁がおっしゃるように、一つ一つに上下のリスクが書かれているが、申し訳ないが、バランスしているとみせるように無理して書いているようにみえる。色々な材料からみて明らかに下振れの方を指しているのに、上下のリスクを書いている。流れを普通に読むと下振れリスクの方が大きいと読めると思ひので、そうであれば下振れリスクが大きいと言ひ、それでも2%の達成の道筋があるということであれば、世の中の色々な疑問に対して一つ一つ誠実に答えていく方がよいと思ひ。インフレ期待も、確かにほとんどまってしまうのは事実である。それではどのようなかたちで上げていくのか、ということであるが、岩田副総裁は、例えば、米国との金利差が明確になれば円安・株高になるとおっしゃったが、それでは米国依存になってしまう。それ以外にインフレ期待を上げていくメカニズムはどのようなものがあるのかという世の中の質問に、率直に答えていく方がよいと思ひ。今回は、私のこの気持ちを伝えるために、敢えて提案を行った。

中曾副総裁は、展望レポートは十分理解されているとおっしゃったが、分かっている人たちはそうだが、それ以外に数を増やしているかということ、正直違ふと思ひ。私は、理解して頂ける方の数を増やしていきたい。難しいからといって読まなくなってしまう人たちに、少なくとも有識者のレベルで数を増やしたいと思ひているので、文章を含めてあらゆる努力をしていくべきではないかという考え方をしている。

派閥からの還付金（キックバック）の税務上の扱いに関する質問主意書

派閥（「その他政治団体」）からの還付金（キックバック）は、政治家個人の雑所得になり、課税対象であるとの立場から、以下、質問する。

一 派閥（「その他政治団体」）が、政治団体の政治資金収支報告書に記載しないことを前提に、あるいは記載しないことを指示し、所属議員にパーティー（事業）収入の一部を還付した場合、仮に、派閥が政治活動に使用する趣旨で交付したとしても、その還付金は、本来、記載してはじめて非課税になる当該議員の政治団体への寄附ではなく、派閥から当該議員個人への寄附、すなわち、課税すべき雑所得とみなすべきではないか。

1

二 報道によれば、逮捕された池田佳隆衆議院議員他何人もの安倍派議員が、「政策活動費（政治資金規正法第二十一条の二第二項に基づく政党からの政治家個人への寄附）として受け取った」と弁明していることから、これを前提とすれば、その還付金が当該議員個人への寄附であることは明らかではないか。

三 去る一月二十九日の参議院予算委員会において、国税庁次長は、「政治資金で政治家個人が受領したものは、その残額がある場合は確定申告する必要がある」旨答弁している。また、「政治団体の手引」（都

道府県選挙管理委員会発行）にも、「政治団体が得た（事業）収入をその構成員で分配するなどした場合については、その受取者において課税されることになる。」とされている。これらからすると、還付金の額から実際に政治活動に使用された額（経費）を差し引いた残額には課税されると理解してよいか。

四 三の場合、その経費を証明できる領収書や記録がないとすれば、その全額を課税対象として修正申告させ、追徴課税を行うべきではないか。

五 高木毅衆議院議員は記者会見（一月二十七日）で、還付金を政治活動に使用したという「領収書や記録はない」と述べている。また、谷川弥一前衆議院議員は、還付金を「使わずに保管していた」と記者会見（一月二十二日）で述べている。こうした場合は、全額を課税対象として修正申告させ、追徴課税を行うべきではないか。

2

六 国税庁は、三で既述した国税庁次長答弁にしたがって、今回、政治資金収支報告書の訂正を行った自民党国会議員全員を対象に、一斉に税務調査に入り、修正申告による追徴課税や、特に修正額の多い者については脱税で立件するなど、厳正な対応を取るべきではないか。

右質問する。

衆議院議員江田憲司君提出派閥からの還付金（キックバック）の税務上の扱いに関する質問に対する
答弁書

一及び三について

一般論として申し上げます、政治家個人が受け取った政治資金が当該政治家個人に帰属すべきものである場合には、当該政治資金は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）上、当該政治家個人の雑所得に係る収入金額として取り扱われ、当該一年間の総収入金額から必要経費を差し引いた残額が課税対象となる。なお、残額がない場合には課税関係は生じないこととなる。

その上で、お尋ねについては、御指摘の「還付金」が政治家個人の「課税すべき雑所得」に該当するものであるか否か及び当該「還付金」の額から必要経費を差し引いた残額に「課税される」か否かを、当該「還付金」が当該政治家個人に帰属する政治資金であるか否かについての個々の事実関係に基づき判断する必要があります。当該判断に当たっては、御指摘のように「還付金」を「交付」した者の当該「交付」に係る意図等のみで判断するものではないことから、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねは、個別の納税者の課税関係に関する事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

なお、政治資金の課税上の取扱いについては、個々の事実関係に基づき判断することとなり、政治資金を受け取った者の説明のみならず、いずれの者が政治資金を実質的に管理していたかなど、様々な要素を精査する必要があります。

四について

お尋ねについては、一及び三についてで回答したとおり、御指摘の「還付金」の課税関係について、当該「還付金」が政治家個人に帰属する政治資金であるか否かを個々の事実関係に基づき判断する必要があります。ことから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げます、政治家個人が受け取った政治資金が当該政治家個人に帰属すべきものである場合には、当該政治資金は、所得税法上、当該政治家個人の雑所得に係る収入金額として取り扱われ、当該一年間の総収入金額から必要経費を差し引いた残額が課税対象となる。当該必要経費に係る支出の事実の有無については、領収書等を含む様々な情報に基づき、判断されることとなる。

五及び六について

お尋ねは、個別の納税者の課税関係に関する事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

なお、国税当局においては、様々な機会を通じて課税上有効な各種資料情報の収集に努め、これらの資料情報と提出された申告書等を分析し、課税上問題があると認められる場合には、税務調査を行うなどして、適正かつ公平な課税の実現に努めているところであり、今後とも、このような考え方に基づき、厳正に対処していく。